

判決3月29日・30日

(パイロット)

(客室乗務員)

支える会通信

発行責任者
 柚木康子
 大田区羽田
 4-10-4
 石井ビル3階
 TEL03(6423)7878
 FAX03(6423)7430
 メール
 sasaerukai@
 lemon.plala.
 or.jp

12月19日（パイロット）・21日（客室乗務員）に両裁判が結審し、判決日が決まりました。パイロットの裁判は3月29日午後2時30分、客室乗務員の裁判は30日午後3時に判決が言い渡されます。両裁判とも東京地裁103号法廷です。

被告から主張 変更の意見書

被告日本航空は結審直前になって急遽4人の学者の意見書を提出し主張を変更してきました。これまでは、整理解雇法理に則つ

てお互いに主張・立証を尽くしてきましたが、最終局面において本件解雇に整理解雇法理を適用するべきではないと主張してきたのです。原告側は、結審直前にこれまで主張したことの新しい新たな主張を展開することは信義に反するとして、裁判所に意見書を証拠として採用をしないように主張し、裁判所は、不採用を決定しました。

元自衛官パイロットの意見陳述

各口頭弁論では、原告から意見陳述を行いました。パイロットの裁判では、航空自衛隊出身の原昌一さんが、陳述しました。彼は、自衛隊員の定年が53歳であったことから、60歳の定年まで経験を活かしてパイロットとして操縦し続けたいと40

歳の時に日本エアシステムに入社しましたが、今回の整理解雇で57歳で不当に解雇されました。「解雇は生きる糧を奪うことであり、人間として尊厳を打ち砕くことです。パイロットは私の天職です。一日も早く職場に復帰して、また操縦桿を握りたい」と淡々と述べたが故に、彼の熱い思いは皆の心を打ちました。

三日間の病欠で解雇

客乗の裁判では2名の原告が意見陳述を行いました。病欠基準で解雇されたAさんは、不規則な仕事によるストレスから病気になる休職をしまし、療養の後、無事に復帰して1年5カ月も普通に乗務していたにも拘わらず、たった三日間の病欠を取得した為に、整理解雇の病欠欠勤基準に該当するとして不当に解雇されました。それまで何の問題もなく行われてい



た病欠を年休に振り替えることも許されなかったのです。「私はこれまで解雇になった自分が悪かったのか、病気で休んだ自分が悪かったのか何度も自分を責め、苦しい日々を過ごしてきました。今回の解雇は、たまたま病欠を取ったり、仕事が原因の病気治療のために休職した乗務員を貢献度がないと整理解雇するという理不尽なことです。今職場では病欠をとることも躊躇しており、これ

は日本航空の再生は叶えられません。一日も早い公正な判断を。」と涙をこらえての訴えに法廷の多くの人が涙を流し、白石裁判長の目も真っ赤になっていたようでした。

豊富な経験者は 会社の宝

53歳以上という年齢基準で解雇された山田純江さんは、33年間の乗務生活の中で、様々な困難を克服しながら結婚、子育て、介護という家庭生活と仕事の両立を行ってきた経験を述べ、それらの経験がお客様へ安心感を与える接客にもつながっていること、貴重な経験を持つ年齢の高い乗務員を解雇する不合理性を訴えました。「何故まじめに働いてきた労働者が、まるで落ち葉を掃き出すかのように放り出されるければならないのか。私達は職場で同僚やお客様から頼りにされ、誇りを持って安全運航を支えてきたという自負がありま

す。一日も早く職場に戻って働きたい。」と締めくくりました。

口頭弁論前の宣伝行動にも、裁判後の報告集会にも両日とも200名近い方々に参加いただき、有難うございました。又傍聴券は抽選の為、希望者全員に法廷内に入っていたことができず、

本日に申し訳ありませんでした。3月の判決日まで、署名を始め様々な取り組みを予定しています。是非皆様の参加をお願い致します。

京都・静岡に支える会が誕生！

京都

今後の予定

- 1月11日・18日・25日(水) 12時30分、裁判所への署名提出・要請・宣伝行動
- 19日(木) 12時〜13時 有楽町JALプラザ前宣伝行動
- 27日(金) 18時、大宣伝行動(都内6カ所)
- 30日(月) 16時30分、日航本社前宣伝・要請行動
- 2月1・9日・15日・23日・29日 行動時間は12時30分、裁判所への署名提出・要請・宣伝行動
- 17日 大宣伝行動 18時、(都内6カ所)
- 3月7・14日 行動時間は12時30分、裁判所への署名提出・要請・宣伝行動
- 9日 大宣伝行動 18時、

* 時間等は変更になることがあります。詳細は事務局にお問い合わせ下さい。

「JAL闘争を支える京都の会」は「不当解雇とたたかう日本航空労働者を支える会」の入会者を中心に11月11日に結成されました。会長に元国労の南勝次郎さん、事務局長に駒井高之が就任しました。「支える京都の会」は「日本航空の不当解雇撤回をめざす京都支援共闘会議」の宣伝行動に参加するとともに、「支える京都の会」としての街宣行動や集会なども行い、12月14日にはJAL客乗原告団の鈴木圭子さん、金澤壽全労協議長を招いての交流会、12月18日には稲盛会長の自宅に近い、近鉄桃山御陵前駅で街宣行動を行いました。今後「支える会」の入会者を増やしていくとともに、JAL闘争が勝利するまで支援の行動を続けていきます。(JAL



闘争を支える京都の会事務局長 駒井高之)

静岡

1月7日、静岡県労働組合共闘会議(静岡県共闘)および、周辺に結集する団体・市民50名ほどが参加し、「JAL闘争を支える静岡の会」が結成されました。この会は、日本航空を不当解雇された労働者の支援 「JAL闘争を支える会」への入会促進が目的です。来静された、柚木支える会事務局長、藤田客乗原告団事務局長、長より、JAL闘争の現状、利益優先に走り安全をないがしろにする日本航空の体質の報告のあと、事務局より運営要綱、役員報告、静岡での取組みなどが提起され、了承されました。

そして、第2の国鉄闘争ともいわれるこの闘いを静岡でも支援していくことを確認しました。

なお役員は、代表・沖基幸(国労静岡地本)、事務局長・増田和明(静

岡県共闘)、運営委員・鈴木孝雄(静岡平和センター)、平口暹(静岡中部地区労)です。(JAL闘争を支える静岡の会事務局長 増田和明)

支える会拡大の取り組み報告

JAL闘争の支援・支える会入会要請のために11年11月と12月に北海道と四国に会員拡大の活動を行いました。東京から全労協の金澤議長、鈴木事務局長が参加しました。

北海道(11月8日〜10日・14日・16日)

11月8日 12時55分に稚内空港に到着。元国労稚内闘争団の丸山さん、稚内市議会議員の藤谷さんに出迎えていただき、闘争団の事業体であるユースカンパニーを訪問。その後、藤谷さんのご案内で、稚内市内の自治労、教組、私鉄総連の労働組合計5か所に支援要請に伺いました。

夜はユーズカンパニーのガレージでバーベキューパーティー。寒いからと闘争団員の奥様がご自分の防寒着をわざわざ持ってきてくださり、もこもこになりながら楽しいひと時をすごさせていただきました。食事中に大きな音がしたと思っただけでなんと大きな霰が降って

きました。北海道はもう冬です。
 11月9日 引き続き藤谷さんのご案内で、猿払村、浜頓別町の各労働組合で要請。浜頓別で元国労紋別闘争団の清野団長に引き継がれた私たちは、紋別市に向かいました。紋別市内の自治労、日教組、私鉄総連三

組合を訪問後北見へ移動、夜は元北見闘争団の方々と交流会、席上で参加者全員が入会してくださいました。
 11月10日 元国労美幌闘争団の長縄団長のご案内で網走市内の自治労、日教組、平和フォーラムの各労組・団体七か所に要請。元国労北見闘争団の前北さんのこ

案内で、私鉄総連、民間労組、民主党に要請を行いました。
 11月14日 元国労留萌闘争団の葛井団長のご案内で、留萌市内の自治労、日教組、労働金庫の各労組5か所で支援要請後、旭川まで送っていただきました。
 11月15日 元国労旭川闘

争団の後藤さんのご案内で、旭川市内、士別市内、上川郡の自治労、私鉄総連、日教組、平和運動フォーラムの各労組・団体12か所に要請を行い、夜は旭川闘争団の方々と交流させていただきました。16日は富良野市内の自治労2か所に要請し、帰京しました。

会員拡大ガンバっています！

通信産業労働組合

JALの理不尽な不当解雇の狙いは、空の安全を守れ、労働者の雇用を守れなどを堂々と要求する組合への不当で理不尽な攻撃です。だからこそ、「整理解雇の4要件」を踏みにじり、稲盛会長は「経営上も解雇する必要はなかった」にもかかわらず解雇したので

通信労組は、JALの不当解雇事件は、すべての労働者への攻撃でもあり、会社のいいなりにならない組合を排除する不当労働行為であり許すことができない問題であり、自らの問題として支援、協力を行うことを決めました。「自らの問題」とは通信労組の課題として取り組むこと

であり、それに即した体制をとり運動を進めるために、JAL問題担当に中央副執行委員長を配置し担当者を補強して取り組みを進めました。解雇撤回パッチは、すべての組合員の胸に（目標500個）、原告団の生活やたたかう財政の確立を支えるための会員拡大（目標組合員の50%以上の会員・400人以上の拡大）、一審が裁判闘争で一番重要として署名（400

0筆・組合員ひとり5筆）の結集に取り組んでいます。
 取り組みにあたり中央執行委員長は、「一審の判決までの期間が最も重要な時期」「原告団は、11月～12月にかけて雇用保険が切られ、今後の生活確保のための財政基盤の確立が今まさに急がれております。緊急課題として全支部及び全組合員に取り組みへの協力を強く訴えるものです。」と訴え、

全国の支部は、いま会員拡大に取り組んでいます。また、N T Tを退職された組合員・仲間にも訴え、会員を拡大しています。11年末でパッチ600個普及、会員165名（183口）拡大と進んでいます。
 全国の皆さんと一緒に「支える会」拡大に全力を挙げ、たたかう財政を確立し、裁判勝利へともに歩みましょ。通信産業労働組合 顧問 岩崎 俊

北海道での会員拡大の行動では、元国労闘争団の方々がご自分の車で長距離を各労組まわりに時間を費やしていただき本当にお世話になりました。どちらの組合、団体も自分の組合や地域労働運動でお世話になった国労闘争団の紹介とということで、要請のための時間を取って話を聞いてくださいました。国労の大きさを実感した活動でした。



四国

(12月10日、13日)

12月10、11日 国鉄闘争支援四国共闘会議において支援要請を行い、参加者から16件の入会をいただきました。

四国の国鉄闘争を支える会は国鉄闘争センター四国に移行し、センターはJAL闘争の支援もしてくださることになりました。

12月12日 山崎自治労高知県本部書記長、元国労北見闘争団の中野勇人さんのご案内により、高知市内の自治労、日教組、

私鉄総連の12労組に支援要請を行い、夜は闘争団の支える会の方々と交流を行いました。

12月13日 港湾ユニオンスンター河村さんと中野さんのご案内で、徳島市内の自治労、私鉄総連、教組、港湾労組の7組合に要請を行いました。

四国では、お忙しい中、山崎さん、河村さん、中野さんに一日中ご案内いただき本当に助かりました。中野さんは今後も四国に在住し地域の労働運動にかかわっていらっしゃるそうです。共闘会議に参加して、会員の方々は本当に中野さんを信頼し応援してきた人々だと感じました。8年間の四国生活の中で一人でこのような信頼関係を築き上げるには並大抵の努力ではなかっただろうと思います。

私たちの今後の活動に少しでも参考にさせていただきたいと思いましたが、まだまだJAL闘争は

知られていないことを痛感した活動でした。支える会として、今後も支援要請、入会促進のための活動を行っていく予定です。

原告団・事務局紹介

パイロット裁判原告団長



山口宏弥 (栃木県鹿沼市出身) 不当解雇から1年。この

1年ほど多くの方々に出会ったことはありませぬ。自分自身の問題として捉え、沢山の支援や励ましの言葉を頂きました。全ての労働組合が労働者のために連帯する重要性を再認識した1年でした。

客乗裁判原告団長



内田妙子 (大阪府岸和田出身) 安全

最優先のJALにしたい」との思いを胸に、客室乗務員の誇りと尊厳をかけ活動してきました。昨年は沢山の絆に感謝感激でした。フライトにかける原告団の気概と情熱は日毎高まるばかりです。活動も更にパワーアップします。

支える会事務局長



柚木康子 (東京都品川出身) 昭 and シェル労組で

賛同人の方々

(先月号掲載以降の追加)

- 石井将(弁護士)・岩井忠熊(立命館大学名誉教授)・上柳敏郎(弁護士)・梅田康夫(金沢大学教員)・大和田敢太(滋賀大学教授)・緒方桂子(広島大学教授)・片岡昇(京都大学名誉教授)・佐々木亮(弁護士)・日本労働弁護団事務局長)・高木紘一(山形大学名誉教授)・徳住堅治(弁護士)・豊川義明(弁護士)・関学法科大学院)・中田正道(監督署OB)・萩尾健太(弁護士)・濱畑芳和(立正大学社会福祉学部講師)・山

40余年の労使紛争・女性差別を闘い10年和解しました。ジェンダーバイアスにみちた女性差別裁判判決の問題点を100号条約違反でILOに申し立てています。均等待遇アクション21事務局としても活動し、CEDAWへの働きかけも行っていきます。国家的不当労働行為の国鉄闘争と同根のJAL闘争に是非勝利したい。

12月原告団の活動

82力所の取り組みに参加しました。

本純嗣(医師)・吉田美喜夫(立命館大学法科学院教授)・米津孝司(労働法学者)・萬井隆令(龍谷大学名誉教授)(敬称略・50音順。1月12日現在17名) *訂正:先月号の記載に誤りがありました。お詫びして訂正いたします。 石川実吉 石川勇吉 浜田章作(日本労働法学会会員)・元鳥取短大助教) 鳥取県革新懇代表世話人を追加。 渡辺勝義(詩人)・鳥取県革新懇代表世話人) 鳥取県革新懇代表世話人を削除。